

報告第5号

瑞穂市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示について

瑞穂市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示案について、瑞穂市教育委員会へ報告する。

平成30年5月31日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

補助限度額を、平成30年度の国の基準に基づき市告示の改正を行うもの。

瑞穂市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成22年瑞穂市告示第145号）新旧対照表

改正後（案）				現行			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
区分	補助限度額（年額）			区分	補助限度額（年額）		
	第1子	第2子	第3子以降		第1子	第2子	第3子以降
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	円 308,000	円 308,000	円 308,000	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	円 308,000	円 308,000	円 308,000
当該年度に納付すべき市区町村住民税が非課税の世帯及び当該年度に納付すべき市区町村住民税の所得割が非課税の世帯	272,000	308,000	308,000	当該年度に納付すべき市区町村住民税が非課税の世帯及び当該年度に納付すべき市区町村住民税の所得割が非課税の世帯	272,000	308,000	308,000
当該年度に納付すべき市区町村住民税が非課税の世帯及び当該年度に納付すべき市区町村住民税の所得割が非課税の世帯（ひとり親世帯等）	308,000	308,000	308,000	当該年度に納付すべき市区町村住民税が非課税の世帯及び当該年度に納付すべき市区町村住民税の所得割が非課税の世帯（ひとり親世帯等）	308,000	308,000	308,000
当該年度に納付すべき市区町村住民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	187,200	247,000	308,000	当該年度に納付すべき市区町村住民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	139,200	223,000	308,000
当該年度に納付すべき市区町村住民税の所得割課税額が	272,000	308,000	308,000	当該年度に納付すべき市区町村住民税の所得割課税額が	272,000	308,000	308,000

77,100円以下の世帯（ひとり親世帯等）				77,100円以下の世帯（ひとり親世帯等）			
当該年度に納付すべき市区町村住民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯	62,200	185,000	308,000	当該年度に納付すべき市区町村住民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯	62,200	185,000	308,000
上記区分以外の世帯	—	154,000	308,000	上記区分以外の世帯	—	154,000	308,000
備考 (1) この表の納付すべき市区町村住民税の所得割課税額とは、次の規定は適用しないものとする。 ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7及び第314条の8に規定する控除 イ 地方税法附則第5条の4に規定する控除 (2) ひとり親世帯等とは、保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が次に該当する世帯をいう。 ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。） イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のいない者で現に児童を扶養している者 ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。） エ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。） オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123				備考 (1) この表の納付すべき市区町村住民税の所得割課税額とは、次の規定は適用しないものとする。 ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7及び第314条の8に規定する控除 イ 地方税法附則第5条の4に規定する控除 (2) ひとり親世帯等とは、保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が次に該当する世帯をいう。 ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。） イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のいない者で現に児童を扶養している者 ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。） エ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。） オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123			

号) 第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)

カ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅の者に限る)

キ 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者(在宅の者に限る。)

ク その他市長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

(3) 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。

(4) 途中入園等により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。

補助限度額×(保育料の支払い月数+3)÷15(100円未満を四捨五入)

(5) 実際の支払額が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。

(6) 同一世帯において、幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、家庭的保育事業等による保育を受ける小学校就学前子ども、児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は小学校第1学年から第3学年までに在学する子どもが2人以上いる場合の補助限度額は、この表を適用する児童が第2子の場合はこの表の第2子の欄に定める金額、第3子以降の場合は第3子以降の欄に定める金額とする。

号) 第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)

カ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅の者に限る)

キ 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者(在宅の者に限る。)

ク その他市長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

(3) 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。

(4) 途中入園等により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。

補助限度額×(保育料の支払い月数+3)÷15(100円未満を四捨五入)

(5) 実際の支払額が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。

(6) 同一世帯において、幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、家庭的保育事業等による保育を受ける小学校就学前子ども、児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は小学校第1学年から第3学年までに在学する子どもが2人以上いる場合の補助限度額は、この表を適用する児童が第2子の場合はこの表の第2子の欄に定める金額、第3子以降の場合は第3子以降の欄に定める金額とする。

(7) (6)の規定にかかわらず、市区町村民税の所得割課税額が77,101円未満の世帯（ひとり親世帯等を除く。）において、生計を一にする補助限度額基準者（保護者に監護される者、保護者に監護されていた者及び保護者又はその配偶者の直系卑属（保護者に監護される者及び保護者に監護されていた者を除く。）をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合の補助限度額は、この表を適用する児童が第2子の場合はこの表の第2子の欄に定める金額、第3子以降の場合は第3子以降の欄に定める金額とする。

(8) (6)及び(7)の規定にかかわらず、市区町村民税の所得割課税額が77,101円未満のひとり親世帯等において、生計を一にする補助限度額基準者が2人以上いる場合の補助限度額は、この表を適用する児童が第2子の場合はこの表の第2子の欄に定める金額、第3子以降の場合は第3子以降の欄に定める金額とする。

(7) (6)の規定にかかわらず、市区町村民税の所得割課税額が77,101円未満の世帯（ひとり親世帯等を除く。）において、生計を一にする補助限度額基準者（保護者に監護される者、保護者に監護されていた者及び保護者又はその配偶者の直系卑属（保護者に監護される者及び保護者に監護されていた者を除く。）をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合の補助限度額は、この表を適用する児童が第2子の場合はこの表の第2子の欄に定める金額、第3子以降の場合は第3子以降の欄に定める金額とする。

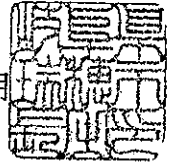
(8) (6)及び(7)の規定にかかわらず、市区町村民税の所得割課税額が77,101円未満のひとり親世帯等において、生計を一にする補助限度額基準者が2人以上いる場合の補助限度額は、この表を適用する児童が第2子の場合はこの表の第2子の欄に定める金額、第3子以降の場合は第3子以降の欄に定める金額とする。

瑞穂市告示第115号

瑞穂市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年5月30日

瑞穂市長 棚橋 敏 明



報告第6号

瑞穂市補助職員の雇用、労働条件等に関する要綱の一部を改正する告示
について

瑞穂市補助職員の雇用、労働条件等に関する要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり瑞穂市教育委員会定例会に報告する。

平成30年5月31日提出

瑞穂市長 棚 橋 敏 明

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第46号）の施行に伴い、放課後児童支援員の基礎資格が拡大されたこともあり、併せて放課後児童支援員の補助についても資格要件について緩和するもの。

瑞穂市補助職員の雇用、労働条件等に関する要綱の一部を改正する告示
瑞穂市補助職員の雇用、労働条件等に関する要綱（平成21年瑞穂市告示第
29号）の一部を次のように改正する。

別表第3市内各施設での子育て支援事業の補助的な業務の項を次のように改
める。

市内各施設での子育て支援事 業の補助的な業務	915円	岐阜県子育てマイスター認定者 又は子育て支援員認定者
	870円	保育、福祉若しくは教育について 専攻している18歳以上の学生 （高校生を除く。）又は子育て経 験者

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

瑞穂市告示第104号

瑞穂市補助職員の雇用、労働条件等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年5月17日

瑞穂市長 棚橋敏明

瑞穂市告示第104号

瑞穂市補助職員の雇用、労働条件等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年5月17日

瑞穂市長 棚橋 敏 明



承認第5号

瑞穂市教育支援センター運営委員の委嘱についての専決処分について
瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）
第3条第1項の規定により、瑞穂市教育支援センター運営委員に別紙の者を委
嘱したので、同条第2項の規定により報告し、瑞穂市教育委員会の承認を求め
る。

平成30年5月31日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

瑞穂市教育支援センター条例（平成21年瑞穂市条例第16号）第5条第2
項の規定により、瑞穂市教育支援センター運営委員を委嘱するもの。

平成30年度 瑞穂市教育支援センター運営委員名簿

	氏 名	住 所	任期	備考(該当条項)
1	伊藤 清美		H30.4.1～H31.3.31	第1号 瑞穂市立小中学校長を代表する者
2	三田村 康宏		H30.4.1～H31.3.31	第2号 瑞穂市立ほづみ幼稚園長
3	藤田 佳正		H30.4.1～H31.3.31	第3号 瑞穂市立小中学校の保護者を代表する者
4	奥村 怜		H30.4.1～H31.3.31	第5号 識見を有する者
5	後藤 信義		H30.4.1～H31.3.31	第5号 識見を有する者
6	益子 典文		H30.4.1～H31.3.31	第5号 識見を有する者
7	黒田 隆吉		H30.4.1～H31.3.31	第5号 識見を有する者
8	上水流 弘美		H30.4.1～H31.3.31	第6号 教育委員会が適当と認める者
9	田口 めぐみ		H30.4.1～H31.3.31	第6号 教育委員会が適当と認める者
10	木崎 博文		H30.4.1～H31.3.31	第6号 教育委員会が適当と認める者
11	栗本 和宏		H30.4.1～H31.3.31	第6号 教育委員会が適当と認める者

議案第 26 号

瑞穂市給食センター運営委員の委嘱について

瑞穂市給食センター運営委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 11 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成 30 年 5 月 31 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

瑞穂市給食センター条例（平成 19 年瑞穂市条例第 14 号）第 8 条の規定により、瑞穂市給食センター運営委員を委嘱するもの。

瑞穂市給食センター運営委員会委員名簿

該当条項	氏 名	職 名	任 期
第2号 小中学校長の代表	棚橋 剛		H30.4.1 ~ H31.3.31
第3号 ほづみ幼稚園長	三田村 康宏		H30.4.1 ~ H31.3.31
第4号 小中学校の保護者を代表する者	藤田 佳正		H30.4.1 ~ H31.3.31
第4号 小中学校の保護者を代表する者	安藤 竜也		H30.4.1 ~ H31.3.31
第4号 小中学校の保護者を代表する者	宮川 綾子		H30.4.1 ~ H31.3.31
第5号 幼稚園の保護者を代表する者	森川 久美子		H30.4.1 ~ H31.3.31
第6号 識見を有する者	棚瀬 文子		H30.4.1 ~ H31.3.31
第6号 識見を有する者	細野 あかり		H30.4.1 ~ H31.3.31
第6号 識見を有する者	後藤 早穂		H30.4.1 ~ H31.3.31
第6号 識見を有する者	間山 光		H30.4.1 ~ H31.3.31
第6号 識見を有する者	栗本 桜子		H30.4.1 ~ H31.3.31
第6号 識見を有する者	村上 直江		H30.4.1 ~ H31.3.31
第6号 識見を有する者	小林 佳子		H30.4.1 ~ H31.3.31
第6号 識見を有する者	加納 和嘉子		H30.4.1 ~ H31.3.31

議案第 27 号

平成 31 年度瑞穂市立ほづみ幼稚園入園募集要項について

平成 31 年度瑞穂市立ほづみ幼稚園入園募集要項（案）を別紙のとおり定めることについて瑞穂市立幼稚園管理規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 13 号）第 3 条の規定により瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成 30 年 5 月 31 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

瑞穂市立幼稚園管理規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 13 号）第 3 条の規定により、募集要項を定め瑞穂市教育委員会告示をするため。

平成31年度瑞穂市立ほづみ幼稚園入園募集要項（案）

- 1 募集園児数 5歳児 19名（定員105名－今年度年中在園児数）
4歳児 14名（定員 99名－今年度年少在園児数）
3歳児 88名
- 2 資 格 5歳児 市内に在住する平成25年4月2日から平成26年
4月1日生まれの幼児
4歳児 市内に在住する平成26年4月2日から平成27年
4月1日生まれの幼児
3歳児 市内に在住する平成27年4月2日から平成28年
4月1日生まれの幼児
- 3 就園期間 5歳児 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
の1年間
4歳児 平成31年4月1日から平成33年3月31日まで
の2年間
3歳児 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで
の3年間
- 4 説明会日時 平成30年7月27日（金）午前9時20分から
- 5 説明会会場 ほづみ幼稚園
- 6 受付期間 平成30年7月27日（金）から平成30年8月3日（金）
まで
- 7 抽選会 各年次毎の募集園児数を超えた場合、平成30年8月24日
（金）午前9時00分から抽選会を実施する。（前記1の募集
園児数を超えた場合は、後日、該当年次児の保護者の方全員
に文書にて発送させていただきます。）
- 8 保育料等 保育料 ※別紙のとおり
給食費 月額 3,710円
交通安全協力費 月額 560円

別 紙

幼稚園保育料徴収額表

入所児童の属する世帯の階層区分	世帯区分	保育料 (月額)	多子軽減 対象者
生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	被保護者等 世帯	円 0	※年齢上限 なし
当該年度分(4月から8月までにあつては前年度分。以下同じ。)の市町村民税非課税世帯、又は市町村民税均等割額のみが課税されている世帯	ひとり親世帯、 在宅障害児(者) がいる世帯等	0	
	一般世帯	1,200	
当該年度分の市町村民税課税世帯所得割額77,100円以下の世帯	ひとり親世帯、 在宅障害児(者) がいる世帯等	1,200	
	一般世帯	4,700	
当該年度分の市町村民税課税世帯所得割額77,101円以上96,999円以下	全世帯	9,500	満18歳まで
当該年度分の市町村民税課税世帯所得割額97,000円以上211,200円以下	全世帯	9,500	小学校3年生 まで
当該年度分の市町村民税課税世帯所得割211,201円以上	全世帯	12,500	

議案第 28 号

瑞穂市文化財保護審議会委員の委嘱について

瑞穂市文化財保護審議会委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 1 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

平成 30 年 5 月 31 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

瑞穂市文化財保護条例（平成 15 年瑞穂市条例第 66 号）第 29 条第 3 項の規定により、瑞穂市文化財保護審議会委員を委嘱するもの。

瑞穂市文化財保護審議会委員名簿

	氏名	住所	年数	任期	備考
1	ごとうのぶよし 後藤 信義		0	H30.6.1～H31.3.31	

意見聴取

平成30年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）について

平成30年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。

平成30年5月31日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納 博 明

提案理由

平成30年第2回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

議案第46号

平成30年度

瑞穂市一般会計補正予算書（第1号）

平成30年6月定例議会

平成30年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）

平成30年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30,678千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,630,678千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

- 第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年6月7日提出

瑞穂市長 棚橋敏明

提案理由

平成30年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により提出するもの。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金		1,979,258	1,865	1,981,123
	2 国庫補助金	285,998	1,865	287,863
14 県支出金		1,203,680	9,473	1,213,153
	2 県補助金	485,325	9,473	494,798
17 繰入金		1,186,001	10,135	1,196,136
	2 基金繰入金	1,186,000	10,135	1,196,135
19 諸収入		758,480	5,205	763,685
	5 雑収入	723,462	5,205	728,667
20 市債		1,122,000	4,000	1,126,000
	1 市債	1,122,000	4,000	1,126,000
歳入	合計	17,600,000	30,678	17,630,678

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費	1 総務管理費	2,545,982	5,463	2,551,445
3 民生費	1 社会福祉費	3,345,612	337	3,345,949
	2 児童福祉費	2,977,506	16,540	2,994,046
	3 生活保護費	433,444	670	434,114
8 土木費		1,845,332	54	1,845,386
9 消防費	4 都市計画費	295,322	54	295,376
	1 消防費	1,420,994	5,205	1,426,199
10 教育費	2 学校教育費	144,278	2,220	146,498
	5 幼稚園費	245,073	0	245,073
	6 社会教育費	581,635	189	581,824
歳出	合計	17,600,000	30,678	17,630,678

第2表 地方債補正
(変更)

起債の目的	補			正			前			補			正			後					
	限度額	起債の方法	利率	限度額	起債の方法	利率	限度額	起債の方法	利率	限度額	起債の方法	利率	限度額	起債の方法	利率	限度額	起債の方法	利率			
ほづみ幼稚園園舎整備事業	44,000千円	証券借入	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	44,000千円	証券借入	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	48,000千円	証券借入	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	48,000千円	証券借入	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	48,000千円	証券借入	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	48,000千円	証券借入	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	48,000千円	証券借入	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
計				44,000千円			48,000千円			48,000千円			48,000千円			48,000千円			48,000千円		

政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定による。ただし、市政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低金利に借換えすることができ。

一 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金	1,979,258	1,865	1,981,123
14 県支出金	1,203,680	9,473	1,213,153
17 繰入金	1,186,001	10,135	1,196,136
19 諸収入	758,480	5,205	763,685
20 市債	1,122,000	4,000	1,126,000
歳入合計	17,600,000	30,678	17,630,678

(歳出) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				国庫支出金	地方債	その他
2 総務費	2,545,982	5,463	2,551,445			5,463
3 民生費	6,756,572	17,547	6,774,119	13,349		4,198
8 土木費	1,845,332	54	1,845,386			54
9 消防費	1,420,994	5,205	1,426,199			5,205
10 教育費	2,167,994	2,409	2,170,403	△2,011	4,000	420
歳出合計	17,600,000	30,678	17,630,678	11,338	4,000	10,135

2 歳入

(款) 13 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金	68,602	5,356	73,958	2 児童福祉費補助金	5,032	認定こども園施設整備交付金
5 教育費国庫補助金	39,782	△3,491	36,291	3 生活保護費補助金	324	生活保護適正実施推進事業費補助金
				3 幼稚園費補助金	△4,231	幼稚園施設整備費補助金
				6 学校教育総務費補助金	740	スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金
計	285,998	1,865	287,863			

(款) 14 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費県補助金	356,723	7,993	364,716	4 児童福祉費補助金	7,993	保育所等整備県交付金
7 教育費県補助金	969	1,480	2,449	8 学校教育総務費補助金	1,480	スクール・サポート・スタッフ配置事業費県補助金
計	485,325	9,473	494,798			

(款) 17 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	200,000	10,135	210,135	1 財政調整基金繰入金	10,135	財政調整基金繰入金
計	1,186,000	10,135	1,196,135			

(款) 19 諸収入
(項) 5 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 雑入	723,456	5,205	728,661	7 消防費雑入	5,205	消防団員等退職報償共済金
計	723,462	5,205	728,667			

(款) 20 市債
(項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 教育債	44,000	4,000	48,000	1 幼稚園施設整備事業債	4,000	ほづみ幼稚園園舎整備事業債
計	1,122,000	4,000	1,126,000			
合計	17,600,000	30,678	17,630,678			

3 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	地方債	その他	区分	金額	
1 一般管理費	717,825	233	718,058			233	1 報酬	114 非常勤職員・委員等報酬 指定管理者選定委員報酬 54 法令遵守委員会委員報酬 60	
							13 委託料	119 業務委託料 職員研修委託料 119	
4 財産管理費	292,802	5,230	298,032			5,230	13 委託料	3,709 業務委託料 家屋調査業務委託料 3,709	
計	2,172,487	5,463	2,177,950			5,463	15 工事請負費	1,521 工事請負費	

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	地方債	その他	区分	金額	
1 社会福祉総務費	580,685	157	580,842			157	9 旅費	88 普通旅費	
							19 負担金、補助及び交付金	69 負担金 社会福祉主事資格認定負担金 69	
2 障害者福祉費	897,234	180	897,414			180	12 役務費	5 手数料	
計	3,345,612	337	3,345,949			337	18 備品購入費	175 庁用器具費	

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	地方債	その他	区分	金額	
4 保育所費	1,564,082	16,540	1,580,622	13,025		3,515	19 負担金、補助及び交付金	16,540 補助金 私立保育所施設整備補助金 16,540	
計	2,977,506	16,540	2,994,046	13,025		3,515			

(款) 3 民生費
(項) 3 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	地方債その他	一般財源	区分	金額	
1 生活保護総務費	17,051	648	17,699	324		324	13 委託料	648	管理委託料 生活保護システム改修委託料 648
3 生活困窮者自立支援事業費	23,594	22	23,616			22	9 旅費 19 負担金、補助及び交付金	12 10	普通旅費 負担金 研修負担金 10
計	433,444	670	434,114	324		346			

(款) 8 土木費
(項) 4 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	地方債その他	一般財源	区分	金額	
5 駐車場管理費	46,970	54	47,024			54	1 報酬	54	非常勤職員・委員等報酬 指定管理者選定委員報酬 54
計	295,322	54	295,376			54			

(款) 9 消防費
(項) 1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	地方債その他	一般財源	区分	金額	
2 非常備消防費	55,411	5,205	60,616			5,205	8 報償費	5,205	報償費
計	1,420,994	5,205	1,426,199			5,205			

(款) 10 教育費
(項) 2 学校教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	地方債その他	一般財源	区分	金額	
1 学校教育総務費	144,278	2,220	146,498	2,220			7 賃金	2,220	賃金
計	144,278	2,220	146,498	2,220					

(款) 10 教育費
(項) 5 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	地方債その他	一般財源	区分	金額	
1 幼稚園管理費	242,039	0	242,039	△4,231	4,000	231			(財源補正)
計	245,073	0	245,073	△4,231	4,000	231			

(款) 10 教育費
(項) 6 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	地方債その他	一般財源	区分	金額	
3 文化財保護費	5,772	189	5,961			189	19 負担金、補助及び交付金	189	補助金 文化財修理補助金 189
計	581,635	189	581,824			189			
合計	17,600,000	30,678	17,630,678	11,338	4,000	5,205			

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

区 分	職 員 数 (人)	給 与				費			合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (年間支給率) (千円)	そ の 他 の 手 当 (千円)	計	共 済 費 (千円)			
補正後	長 等		26,760	11,284 (4.40)	8,076	46,120	6,364	52,484		
	議 員	68,255		28,777 (4.40)		97,032	25,813	122,845		
	そ の 他 の 特 別 職	150,674				150,674	14,504	165,178		
	計	218,929	26,760	40,061	8,076	293,826	46,681	340,507		
補正前	長 等		26,760	11,284 (4.40)	8,076	46,120	6,364	52,484		
	議 員	68,255		28,777 (4.40)		97,032	25,813	122,845		
	そ の 他 の 特 別 職	150,506				150,506	14,504	165,010		
	計	218,761	26,760	40,061	8,076	293,658	46,681	340,339		
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	0		
	議 員	0	0	0	0	0	0	0		
	そ の 他 の 特 別 職	168	0	0	0	168	0	168		
	計	168	0	0	0	168	0	168		

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前 前 年 度 末 現 在 高 千円	前 年 度 末 現 在 高 千円	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み		当 該 年 度 末 現 在 高 千円
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額 千円	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額 千円	
1 普通債	3,728,326	3,387,282	417,000	326,055	3,478,227
(1) 総務	9,000	9,000	0	0	9,000
(2) 民生	95,690	41,174	0	8,563	32,611
(3) 衛生	98,021	0	0	0	0
(4) 農林水産	34,242	18,199	0	8,938	9,261
(5) 土木	1,529,195	1,362,550	322,000	152,714	1,531,836
(6) 消防	325,477	259,104	47,000	16,536	289,568
(7) 教育	1,636,701	1,697,255	48,000	139,304	1,605,951
2 その他	8,297,891	8,323,109	720,000	588,615	8,454,494
(1) 減税補てん債	53,969	33,177	0	21,185	11,992
(2) 臨時税収補てん債	2,746	0	0	0	0
(3) 臨時財政対策債	8,241,176	8,289,932	720,000	567,430	8,442,502
計	12,026,217	11,710,391	1,137,000	914,670	11,932,721

意見聴取

瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。

平成30年5月31日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

平成30年第2回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

議案第●●号

瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

平成30年6月7日提出

瑞穂市長 棚 橋 敏 明

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第65号）の施行に伴い、家庭的保育事業等の代替保育に係る連携施設の基準を変更するため、市条例の改正を行うもの。

瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年瑞穂市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「いう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者 第16条第2項に次の1号を加える。

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの

（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

附則第2条中「者」の次に「（次項において「施設等」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条第1項に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年瑞穂市条例第22号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（保育所等との連携）</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下これらを「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休</p>	<p>（保育所等との連携）</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下これらを「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休</p>

暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。)を提供すること。

(3) 略

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等

暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう_____。
_)を提供すること。

(3) 略

を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

(食事の提供の特例)

第16条 略

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)～(3) 略

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。)において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

附 則

(食事の提供の経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者(次項において「施設等」という。)が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5

(食事の提供の特例)

第16条 略

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)～(3) 略

附 則

(食事の提供の経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者_____が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5

年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第28条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）、第29条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第31条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第33条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第34条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第43条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第44条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第47条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。

2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条第1項に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第28条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）、第29条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第31条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第33条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第34条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第43条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第44条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第47条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。

瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

1. 改正の概要

当条例については、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）」に従い、又は参酌し、定めたものであるが、地方分権改革に関する提案募集により提案があった内容を受け、この基準が改正された（平成30年4月27日施行）ことから、当条例についても所要の改正を行うもの。

2. 改正内容

①家庭的保育施設等の連携施設について（市条例第6条関係）

家庭的保育事業者等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業）が代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育）の提供のために確保しなければならない連携施設について、その確保が著しく困難である場合は、保育所、幼稚園又は認定こども園以外の保育施設から確保することを可能とする。

②食事の提供の特例による外部搬入施設について（市条例第16条第2項関係）

家庭的保育者の居宅で保育を提供する家庭的保育事業者について、保育所等から調理業務を受託しており、市が適当と認める事業者からの食事の外部搬入を可能とする。

③家庭的保育事業者の自園調理に関する経過措置について（附則第2条第2項関係）

家庭的保育者の居宅で保育を提供する家庭的保育事業者について、自園調理により行うために必要な体制を確保するという努力義務を課しつつ、自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間を当条例の施行日（平成27年4月1日）から「10年」とする。